

伊達市スポーツ合宿誘致事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、NPO法人だて観光協会(以下「協会」という。)がスポーツの合宿誘致による地域の活性化を図るため、伊達市内において合宿を実施するスポーツ団体(以下「団体」という。)に対する支援として実施するスポーツ合宿誘致事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 合宿 学校、実業団、クラブ等に所属する団体が、スポーツ技術向上を目的に練習、研修等を行うために宿泊すること。販売営業を主とした事業であること。
- (2) 宿泊施設 旅館業法(昭和23年法律第138号)による営業許可を得た宿泊施設で、協会の加盟会員とする。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付対象は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、協会会長(以下「会長」という。)が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 市内の宿泊施設に宿泊すること。
- (2) 市内の体育施設等を利用すること。
- (3) 1回の合宿において宿泊日数が2日以上かつ延べ宿泊数(合宿の参加人数に宿泊日数を乗じて得た数をいう。)が10泊以上の合宿を実施した伊達市以外の団体。
- (4) 大会参加が目的ではないこと。
- (5) 同一年度内において、補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 国、都道府県その他地方公共団体等から助成を受けていないこと。
- (7) 合宿が営利を目的としていないこと。

(複数年度にわたる合宿の取り扱い)

第4条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該合宿の最終宿泊日の属する年度とする。この場合において、延べ宿泊数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊数とする。

(補助金の額及び限度額)

第5条 延べ宿泊数に1泊当たり1,000円を乗じて得た額とし、1団体1回当たり5万円を限度とする。ただし、予め設定した前期、後期の予算の範囲内で決定する。

(補助金の交付申請)

第6条 団体の代表者は(以下「代表者」という。)、補助金の申請をしようとするときは、合宿を開始するまでに、補助金交付申請書(様式第1号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前条による申請が適当と認められるときは、代表者に補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の変更申請)

第7条 代表者は、申請に係る事項を変更しようとするときは、補助金変更承認申請書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項による変更承認申請が適当と認められるときは、代表者に補助金変更承認通知書

(様式第4号)により通知する。

(実績報告)

第8条 代表者は、合宿終了の日から30日以内に実績報告書(様式第5号)及び補助金請求書(様式第6号)を会長に提出しなければならない。

(補助金額の確定及び精算払)

第9条 会長は、前条による実績報告が適当と認められるときは、補助金の額を確定し、補助金を支払う。

(補助金の返還)

第10条 会長は、虚偽又は不正な方法により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(検査等)

第11条 会長は、必要に応じ代表者に対して、合宿の実施状況等についての報告を求め、又は調査を行うことができる。

(その他)

第12条 の要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。